

親子会社に関する規律についての主な指摘

第1 各界各層からの主な指摘

1 親会社株主の保護について

○ 総論的事項について

23. グループ化された企業構造の下では、現状において、子会社が行う重要な行為について、親会社の株主による監督権限が十分でなく、親会社株主に対する子会社の経営陣による説明も十分に果たされていない等の問題点が指摘されており、企業集団におけるコーポレート・ガバナンスの徹底を図る観点から、いわゆる企業集団法制の整備が重要であるとの指摘
24. 親会社株主等の保護について過剰な措置を講ずることは、グループ経営によるメリットを減殺することになりかねないとの指摘

○ いわゆる多重代表訴訟等について

25. 子会社に生じた損害に関する親会社役員への責任追及の困難さ等を踏まえて、親会社株主に、子会社役員に対する代表訴訟（多重代表訴訟）の提起権を認めるべきであるとの指摘
26. 親会社取締役が子会社に対して行った積極的な指示により、子会社の財産が減少したことについて、親会社株主から親会社取締役に対して株主代表訴訟が提起され、子会社の財産の減少額をそのまま親会社において生じた損害として親会社取締役の責任が認められるかどうか争点となった事案（注）に関し、本来、子会社の損害は子会社取締役が賠償し、親会社の損害は、子会社取締役の子会社への損害賠償によって間接的にてん補すべきものであるとする指摘
(注) 東京高裁平成6年8月29日判決・金判954号14頁（片倉工業事件判決）。なお、同種事案として、最高裁平成5年9月9日第一小法廷判決・民集47巻7号4814頁（三井鉱山事件判決）。
27. 親会社株主に、子会社取締役の違法行為の差止請求権や子会社役員解任の訴えの提起権を与えることを検討すべきであるとの指摘

○ 親会社株主総会の権限等について

28. 子会社の重要な意思決定は、親会社株主総会の承認を要するものと

すべきであるとの指摘

29. 意思決定の迅速性の観点から、親会社株主総会に子会社に関する意思決定を委ねることは非現実的であるとの指摘

2 子会社の少数株主・債権者の保護について

30. 従属会社の取締役は、支配会社の意向を無視することができないために、支配会社との間の取引条件が従属会社にとって不利益なものであっても、取引を承認する可能性があるとの指摘
31. 親会社が存在する企業の上場について、利益相反関係や親会社による支配の弊害を解消し、少数株主の権利を保護するための十分な措置が講じられる必要があるとの指摘
32. 従属会社が支配会社との通例的でない取引により損害を被ったときは、支配会社は、その損害を賠償する無過失責任を負う旨の規定を設けるべきであるとの指摘
33. 親会社が子会社株式の大多数を保有する場合等に、子会社の少数株主による親会社に対する株式買取請求を認めるべきであるとの指摘
34. 子会社債権者に、親会社及び親会社取締役に対する損害賠償の請求を認めるべきであるとの指摘
35. 企業結合の形成過程において適切な規律がされ、企業グループ経営の基本方針が十分に開示される限り、親子会社間の利益衝突への対処は、市場に委ねられるべきであるとの指摘

3 企業結合の形成過程等に関する規律について

36. キャッシュアウト（現金を対価として行う少数株主の締出し）については、株主の権利保護の観点から、その合理性及び相当性について十分に慎重な検討が行われる必要があるとの指摘
37. キャッシュアウトを行うために会社法上の制度を用いる場合には、株主総会の決議要件を厳格化すべきであるとの指摘
38. 親会社が子会社株式の大多数を保有する場合等に、親会社による子会社の少数株主に対する株式売渡請求を認めるべきであるとの指摘
39. 株主数の約8割が株主としての地位を失う株式併合を行うとともに、これによって実質的に拡大した授權資本枠を利用して、著しい希釈化を伴う第三者割当てを行った事案があることを踏まえ、大多数の株主が株主としての地位を失うような株式併合は、株主・投資者の利益と市場の信頼性への影響が重大であるとする指摘
40. キャッシュアウトに関連して株式併合が行われる場合に、会社法上、

- 株主に交付される代金の多寡を争う手続が存在しないとの指摘
41. 著しく不公正な企業買収についての差止制度の導入が検討されるべきであるとの指摘
42. 企業再編時における労働者保護の制度を整備すべきであるとの指摘

第2 国会の附帯決議

1 会社法案に対する附帯決議（抜粋）

(1) 平成17年5月17日衆議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

八 企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

(2) 平成17年6月28日参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

七 企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

(1) 平成9年5月14日衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

三 持株会社によるグループ経営における連結ベースのディスクロージャーの充実等情報開示制度の見直しを行うとともに、持株会社株主の子会社事業への関与や子会社関係者の権利保護のあり方等について検討を行うこと。

(2) 平成9年6月10日参議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

三 持株会社によるグループ経営における連結ベースのディスクロージャーの充実等、情報開示制度の改善を行うとともに、持株会社株主の子会社事業への関与や子会社関係者の権利保護のあり方等、会社法制について検討を行うこと。